

クリーンウッド法の実効性向上に向けたフェアウッド調達の普及啓発

九州大学 熱帯農学研究センター 百村帝彦
国際環境NGO FoE Japan 三柴淳一

研究・活動の背景と目的

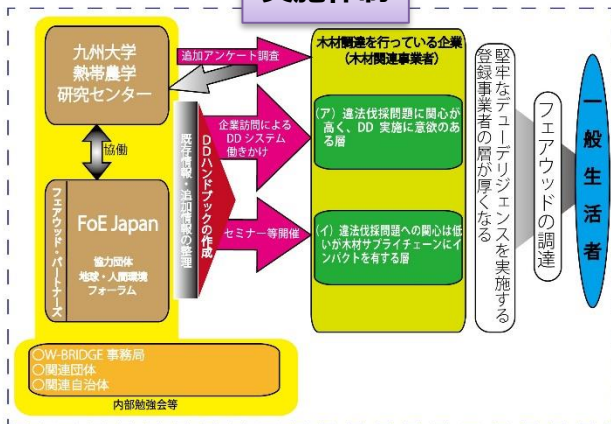
背景

- ・2016年5月合法木材利用促進法成立、2017年5月施行。しかし促進法ゆえデュー・デリジェンス（DD）実施は任意で、違法伐採木材の日本市場への流入の可能性が残る
- ・任意ながらDD実施を事業者に向けていくことでより有効な違法伐採対策の展開を期待

目的

- ①DDに関心の低かった企業の意識向上を図る
- ②積極的に違法木材排除に取り組もうとする企業に対して、必要とする情報の提供と支援をおこなう

実施体制



内容と成果

公開セミナー開催

- ・会場：早稲田大学（大隈記念講堂 小講堂、4/26）
- ・参加者は127名（企業関係者）、アンケート回収率 62件（49%）。引続き木材業界の高い関心を確認
- ・参加者アンケートでは、「期待した情報を得た」87%、「内容に満足」85%、おおむね好評だった
- ・「印象に残ったポイント・発言」からESG、SDGsへの関心の高さが確認された
- ・「期待した情報」の問いで低評価だった回答の記述欄：国産材や国産材のリスクに言及したものや、詳細なDDに関する情報の不足を指摘するものがあった



- ・詳細なデューデリジェンス（DD）に関する情報提供の必要性

個別訪問や対話によるDD実施働きかけ

- （ア）層：クリーンウッド法の登録事業者が2社
- （イ）層：「家具・インテリア製品」に着目。申入れ数／訪問できた数：製造4/5、卸2/2、小売4/6
- ・環境意識：製造で一定レベル、卸・小売は低
- ・卸・小売の顧客（事業系消費者（工務店・大工））からはわずかな環境配慮のニーズあり

- ・顧客（事業系消費者）からのニーズの掘り起こしの必要性

追加アンケート調査

- ・サプライチェーン下流の木材関連事業者、消費者を対象とした事業者を中心に、アンケートを実施
- ・送付総数：2,000 →有効回答数：179（8.95%）

<結果>

- ・由来が明確でない外材が、少ないながらも流通
- ・木材・木材製品に、違法の可能性が否定できない・分からない事例が約1/3を占める
- ・約半数の事業者が、クリーンウッド法の内容を理解していない
- ・違法材混入の可能性がある場合、DDプロセスを含め、積極的に組みを進む事業者が1/3以上
- ・合法性確認情報・木材情報を求める事業者が多い

- ・国内木材市場に由来が明確でない木材が流通し、違法材混入の可能性
- ・クリーンウッド法を含め、合法性の確認・デューデリジェンスに関する認識・知識がまだまだ弱い
- ・違法材を積極的に排除を試みる企業が多く存在し、より堅牢な違法伐採対策を立てる素地がある

DDハンドブック配布

- ・都内開催の各種セミナーにて配布（計2,000部超）
- ・セミナー主催団体：林野庁、経産省、オルタナ、フェアウッド・パートナーズなど

今後の展開

- ・持続可能な木材・木材製品調達に関する詳細な情報を提供
- ・先進的な企業を巻き込み、持続可能な木材・木材製品調達企業を育成する